

八	七	六	五	四	三	二	一	件	成	省	国	財															
振替単位	額	最低額	払込金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	発行情根拠	名称及び記号	平成十五年六月十八日	を次のとおり告示する。	令第三十号）第六	国債の発行等	務省告示第四百八十九号														
額の記載又は記録による最低額と	振替法の規定による振替口座金の	五万円	九百一億三千五百万円	額面金額で九百億円	の取扱い及び取得による発行	成等三年法律第七十五号。以下	の法律及びその	利付国庫債券（二年）（第二百九	財務大臣 塩川 正十郎	を次のとおり告示する。	令第三十号）第六	国債の発行等	務省告示第四百八十九号														
			ては、額面金額で八百億千五百	別会計法第五條第一項の規定に	八千五百円、金額で九十九億	ついては、額面金額で九十九億	定に基き発行する利付国債に	うち、財政法第四條第一項の規	額面金額で九百億円	の取扱い及び取得による発行	日本郵政公社による国債の募集	機関は日本銀行とする。	用を受けるものとし、その振替	「振替法」という。の規定の適	社債等の振替に関する法律（平	九年法律第六号）第五條第一項	整理基金特別会計法（明治三十	十四号）第四條第一項及び国債	財政法（昭和二十二年法律第三	回）	利付国庫債券（二年）（第二百九	財務大臣 塩川 正十郎	平成十五年六月十八日	を次のとおり告示する。	令第三十号）第六	国債の発行等	務省告示第四百八十九号

九 募 発
 十 集 行
 十 利 の 価
 二 初 期 子 率 格 日

十 後 第
 三 の 二 期 以
 十 償 還 限
 十 償 還 額
 十 元 利 支
 六 場 所
 十 募 集 期 間
 七
 十 払 込 期 日

する。
 平成十五年六月二十日
 額面金額百円につき百円十五銭
 年・一パーセント
 平成十五年十二月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十四号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{100}{100} \times 1$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成十七年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十五年六月三日から平成十
 五年六月十六日まで
 平成十五年六月二十日